

災害廃棄物の処理に係る調査（案）

1. 調査内容

- 平成 28 年度及び平成 29 年度大規模災害発生時における近畿ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策調査検討業務において行った調査・検討事項について、基本情報の補完（変更事項の確認）及び、新規事項について検討を行う。
- 調査は、環境省本省が秋頃実施する予定の調査に合わせて依頼を行う。

1) 昨年度の更新・補完調査 [アンケート調査]

- ・府県担当者宛てに調査票を添付したメールを配信し、府県担当者から調査対象者に配信する。調査対象者は、環境省の委託業者に直接返信する。
- ・回答は、昨年度回答された内容から変更がない場合は回答しない（変更なしと記述）。
- ・昨年度から変更ある場合に、修正履歴が分かるように記述して回答する。
- ・調査結果の公表は全体分析、府県別分析までとし、自治体等別の調査結果は公表しない。府県を含むブロック協議会構成員に対する情報提供も公表情報のみとする。

(1) 災害廃棄物仮置場

- ・災害発生時における廃棄物の仮置場又は候補地として選定している場所（ほかの使用方法も含めたオープンスペースとして選定している箇所を含む）等について整理する。
- ・府県、市町村、一部事務組合等を対象とする。

(2) 危険物取扱施設及び石綿（アスベスト）含有建築物

- ・危険物取扱施設、石綿（アスベスト）含有建築物（含有疑いのある建築物も含む）の把握状況や、情報の公表に係る状況等について整理する。
- ・府県、市町村等を対象とする。

(3) し尿処理関連施設・資機材

- ・簡易トイレの備蓄数、マンホールトイレの設置数、し尿運搬用バキューム車の保有数、し尿処理施設の数・規模等について整理する。
- ・府県、市町村、一部事務組合等を対象とする。

※以下 (4)、(5)、(6) は、環境省本省の調査に替える調査

(4) 災害廃棄物処理に関する研修・訓練

- ・災害廃棄物に係る研修・訓練等（防災訓練の一環として実施するものを含む）の実績及びその内容等について整理する。
- ・府県、市町村、一部事務組合等を対象とする。

(5) 自治体の一般廃棄物処理施設

- ・一般廃棄物処理施設（中間処理、最終処分等）の概要（処理対象物、処理能力、受入意向・条件、受入可能量）等について整理する。
- ・府県、市町村、一部事務組合、民間企業等を対象とする。

(6) 災害時相互協定

- ・災害時の廃棄物処理に係る協定及びその内容について整理する。
- ・府県、市町村、一部事務組合等を対象とする。

2) 追加調査

(1) 災害時の応援に関する準備状況の整理 [1] のアンケート調査に追加]

- ・派遣・調達が可能な人材・資機材や関連規定の整備等、被災市町村・府県の応援に関する準備状況についてアンケート調査を行い、整理する。
- ・府県、市町村、一部事務組合等を対象とする。

(2) 産業廃棄物処理事業者による災害廃棄物の処理能力の整理 [データ再整理]

- ・近畿ブロック内の災害廃棄物の処理（収集運搬、中間処理、最終処分）で活用可能な施設、資機材、人員等の情報について、昨年度、産業廃棄物協会を通じて実施した調査結果をもとに、データの重複を排除したうえで共通化可能なデータ、不足データなどを統合整理する。

(3) 漁協・市場関係者による腐敗性廃棄物への対応状況整理 [ヒアリング調査]

- ・近畿ブロック内の主要な漁協・市場等（6箇所程度）を対象にヒアリング調査等を行い、大型冷蔵庫の設置状況、内容物、災害時の腐敗性廃棄物への対応等について整理する。
- ・東日本大震災において水産系廃棄物が多く出た港は、第3種漁港、特定第3種漁港に限られていたことから、下表の第3種漁港（7漁港）及び中央卸売市場5箇所の中から対象を選定する（近畿圏に特定3種漁港はない）。

表 第3種漁港の水揚げ量

府県	名称	水揚げ量(t)		
		総数 (貝類・海藻類 含む)	魚類・水産 動物類計	生鮮品計
京都府	舞鶴漁港	15,403	15,046	15,046
兵庫県	香住漁港	4,595	4,548	4,548
	浜坂漁港	4,527	4,432	3,844
和歌山県	和歌浦漁港	-	-	-
	田辺漁港	-	-	-
	串本漁港	2,105	2,090	2,090
	勝浦漁港	11,636	11,636	11,636

注. 第3種漁港・・・利用範囲が全国的なもの。特定第3種漁港・・・第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの。

注. 出典資料に掲載漁港（計211漁港）中、京都府、兵庫県、和歌山県の11漁港のうち、上位5漁港
出典：産地水産物流通調査（2013年，水産庁）

表 中央卸売市場の事業者数・取扱高・取扱品目別取扱高（水産物）

府県	名称		事業者数(社)(水産物)		取扱高(水産物)		取扱品目(生鮮水産物)(t)		
			卸売事業者	仲卸事業者	数量(t)	金額(百万円)	第1位	第2位	第3位
京都府	京都市中央卸売市場 第一市場		2	106	33,893	38,437	1,531	1,314	1,162
							ぶり	まだい(養成)	たら
大阪府	大阪府中央卸売市場		2	52	44,764	40,371	2,075	1,365	1,178
							養殖まだい	さけ	さんま
	大阪市中央卸売市場	計	4	221	152,673	158,324			
		本場	2	160	107,488	109,961	3,398	3,259	3,223
		東部	2	61	45,185	48,362	1,230	1,084	686
							養殖まだい	養殖ぶり	さば
兵庫	神戸市中央卸売市場	計	5	54	43,089	43,282			
和歌山		和歌山市中央卸売市場	1	35	16,427	11,776	507	433	379
							ぶりめじろ	さば	まだい
							養殖たい	さけ(輸入・遠洋)	近海物その他

出典：各市場 市場概要等をもとに作成（京都市：H28・H29, 大阪府：H29, 大阪市：H29, 神戸市H29, 和歌山市H28）

3) その他整理する事項

(1) 災害時の交通網整備

- ・災害時の被災地における交通網整備に関する情報及び、一般廃棄物処理施設（中間処理施設、最終処分場、し尿処理施設）の位置について、昨年度との更新情報を整理し、地図上に表示する。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定状況等

- ・本ブロック協議会構成員についてはワーキングを通じて策定状況（策定の有無、策定予定など）を確認する。
- ・本省の調査結果をもとに全国と近畿圏の進捗状況を整理する。

災害発生時の廃棄物仮置場の候補予定地に関する調査 ご協力をお願い

府県・市町村のご担当者様

環境省 近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

環境省では、災害時に大量に発生すると予想される廃棄物の処理に関して検討を進めており、近畿ブロックにおいても、「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において広域的な連携の在り方などを含め、関係各位と検討を進めているところです。

本調査は、その一貫として、昨年度と同様、大規模災害発生時に各自自治体で設置する災害廃棄物の仮置場の候補予定地の選定状況等を把握することを目的に実施するものです。

なお、本調査のデータの集計につきましては、近畿ブロック協議会業務の運営を請け負っている「応用地質株式会社」が行いますので、あらかじめご承知おき願います。

本調査の実施が遅くなり、年末のお忙しい時期になりましたこととお詫び申し上げます。ご理解並びにご協力賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

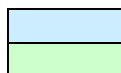
敬具

■調査結果の扱い

・本調査の回答はすべて統計的に分析を行います。調査結果の公表の際には、全体分析、府県別分析までとし、自治体別の調査結果は公表しません。

■ご回答いただくにあたっての注意点

・ご回答は、色の付いた欄をお願いします。



色の欄: 該当する場合に、プルダウンから選択下さい。

色の欄: 記述欄です。ご回答文章等を直接ご記入下さい。

・2018年●月●日現在の状況をお答え下さい。

・回答内容については、貴団体の防災関係部署にもご確認いただきますようお願いいたします。

・調査票は、2018年●月●日(●)までに電子メールにて直接下記アドレスまでご返送下さい。

【調査目的に係る問合せ先】

環境省近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 担当:若林(わかばやし)

電話:06-4792-0702

【返送先・回答方法に係る問合せ先】

応用地質株式会社 関西支社 技術部

担当:岡崎(おかざき)、田淵(たぶち)

メールアドレス: okazaki-mayuko@oyonet.oyo.co.jp

災害発生時の廃棄物仮置場の候補予定地に関する調査

- 貴自治体の府県名、市町村名についてご記入ください
- 主に調査の回答にご協力いただいたご担当者の所属についてご記入ください
(↓本調査に関する照会先に○をつけてください。)

府県名	
市町村名	

照会先	所属	名前	連絡先

- 災害発生時の廃棄物仮置場候補予定地(オープンスペース等)の検討状況についておたずねします。
・以下の設問をご回答いただくに当たっては、必ず貴団体の防災関係部署に確認を取って下さい。

問0. 貴団体における災害発生時の廃棄物仮置場候補予定地のリストアップの状況について、昨年度調査の回答時から変更はありますか？

- ・あてはまるものを1つだけ選んで該当する回答欄に「1」(半角)を入力してください。
- ・昨年度の回答がご不明の場合は、事務局の応用地質株式会社までお問い合わせください。

回答欄

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 1. 変更がある →1. の場合は問1にお進みください |
| <input type="checkbox"/> | 2. 変更はない →2. の場合は調査終了です。(昨年度の結果を活用させていただきます。) |

問1. 貴団体では、公表・非公表に関わらず、災害発生時の廃棄物仮置場候補予定地をリストアップしていますか？

- ・あてはまるものを1つだけ選んで該当する回答欄に「1」(半角)を入力してください。

回答欄

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. リストアップ済みである |
| <input type="checkbox"/> | 2. 現在リストアップ中である |
| <input type="checkbox"/> | 3. 今後、リストアップする予定である |
| <input type="checkbox"/> | 4. 今後もリストアップする予定がない |

「2. ~4.」の場合は
調査終了です

【用語の定義】

- ・オープンスペース…災害時において災害廃棄物の仮置場に限らず、仮設住宅や陸上自衛隊の駐屯地等、様々な用途として使用できる可能性がある土地のこと。
- ・一次仮置場…被災地から収集した災害廃棄物を一時的に仮置きし、処理を行うための粗選別を行う場所のこと。
- ・二次仮置場…最終処分を行う前段階として、一次仮置場から搬入された廃棄物の中間処理(破砕等)を行う場所のこと。大規模災害の場合は、移動式の処理機器や仮設プラントを設置する場合があります。一次仮置場よりも広い面積が必要となるケースが多い。

問2. (リストアップ済みの方)貴団体においてリストアップされている仮置場の候補予定地について、下記の表へ具体的に入力してください。

- ・下表の各項目が分かる資料、URL等を添付いただいても構いません。
- ・行数が足りない場合は、行を追加して入力してください。
- ・面積については、詳細が分からない場合は概数でも結構です。不明の場合は「-」を入力してください。

回答欄

	名称	住所	所有者	平時の用途	周辺の主な土地利用	敷地面積 (㎡)	うち仮置場として使用可能な面積 (㎡)	所有者との調整状況	仮置場の位置付け
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									

調査は以上です。ご協力有難うございました。

消防法上の危険物及び石綿(アスベスト)含有建築物に関する情報の開示可否等に関する調査 ご協力をお願い

府県・市町村のご担当者様

環境省 近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

環境省では、災害時に大量に発生すると予想される廃棄物の処理に関して検討を進めており、近畿ブロックにおいても、「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において広域的な連携の在り方などを含め、関係各位と検討を進めているところです。

本調査は、その一貫として、昨年度と同様、大規模災害発生に伴う漏出・飛散、被災建築物の解体・補修、廃棄物処理等に関して、特に配慮が必要な消防法上の危険物や石綿(アスベスト)含有建築物について、各自治体による情報開示の可能性等を把握することを目的に実施するものです。

大規模災害発生時においては、消防法上の危険物や石綿(アスベスト)含有建築物について、その所在情報等を管理している関係部局からの情報提供をうけて、対応にあたることが必須となります。本調査を実施することで、大規模災害発生時においても関係部局間の円滑な情報共有が進むことを意図しております。

昨年度も同様の調査を実施させていただきましたが、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改定版)(環境省 水・大気環境局課 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル検討会 平成29年9月)」が公表されましたので、それに併せて一部設問を変更しております。

なお、本調査のデータの集計につきましては、近畿ブロック協議会業務の運営を請け負っている「応用地質株式会社」が行いますので、あらかじめご承知おきます。

本調査の実施が遅くなり、年末のお忙しい時期になりましたこととお詫び申し上げます。
ご理解並びにご協力賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

敬具

■調査結果の扱い

- 本調査の回答はすべて統計的に分析を行います。調査結果の公表の際には、全体分析、府県別分析までとし、自治体別の調査結果は公表しません。

■ご回答いただくにあたっての注意点

- ご回答は、色の付いた欄をお願いします。

	色の欄: 該当する場合に、プルダウンから選択下さい。
	色の欄: 記述欄です。ご回答文章等を直接ご記入下さい。
- 2018年●月●日現在の状況をお答え下さい。
- 回答内容については、貴団体の消防部局、建築基準法所管部署、税務所管部署、管財部署等の関係部局にもご確認いただきますようお願いいたします。
- 調査票は、2018年●月●日(●)までに電子メールにて直接下記アドレスまでご返送下さい。

【調査目的に係る問合せ先】

環境省近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 担当:若林(わかばやし)
電話: 06-4792-0702

【返送先・回答方法に係る問合せ先】

応用地質株式会社 関西支社 技術部
担当:岡崎(おかざき)、田淵(たぶち)
メールアドレス: okazaki-mayuko@oyonet.oyo.co.jp
(お問合せの際)電話: 06-6101-0135

消防法上の危険物及び石綿(アスベスト)含有建築物に関する情報の開示可否等に関する調査

■貴自治体名についてご記入ください

府県/市町村名	
---------	--

■主に調査の回答にご協力いただいたご担当者の所属についてご記入ください

取りまとめを行った先

所属	名前	電話番号	E-mailアドレス
・本調査の回答はすべて統計的に分析を行います			

危険物に関する照会先(消防等)

所属	名前	電話番号	E-mailアドレス
・ご回答は、色の付いた欄をお願いします			

石綿に関する照会先(市町村税務所管部署、建設関連所管部署等)

所属	名前	電話番号	E-mailアドレス

■貴自治体が許可権者または届出先となっている消防法上の危険物(※1)についておたずねします。

(消防法上の危険物に関する設問は昨年度から変更していません。)

※1 消防法上の危険物：消防法第2条第7項別表に掲げる品目のこと。
指定数量未満で、各自治体の火災予防条例で届け出が必要としているものの貯蔵・取扱状況についても本調査の対象とする。

※ 消防法上の許可権者は、消防法第11条第1項により以下のように定められています。許可権のない自治体については、問1の回答は不要です。

第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。) 当該市町村長

二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。) 当該区域を管轄する都道府県知事

三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣)

問1 消防法上の危険物(※1)に関する各情報の、災害発生時における関係者(※2)への開示可否をご記載下さい。

※2 関係者：関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

問1は、昨年度と同じ設問で変更していません。

問1 関係者(※2)への情報の開示可能性について、以下の1~5より、1つを選択してください。

※2 関係者：関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; background-color: #e0ffe0; margin: 0 auto;"></div>	←←	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時(平常時)から開示できる 2 庁内関係者に対してのみ、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる 3 庁内関係者及び庁外関係者に対して、災害が発生していない時(平常時)から開示できる 4 庁内関係者及び庁外関係者に対して、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる 5 平常時も災害発生時も一切開示できない
--	----	--

問1-1で「5」以外を選択された場合、開示できる情報の内容について、該当するものに○をつけて下さい。

	消防法上の危険物の保管施設名称(名称、住所)は開示できる
	消防法上の危険物の保管・在庫状況は開示できる
	その他

上記で「その他」に○を付けた場合、その具体的な内容を記載下さい。

消防法上の危険物及び石綿(アスベスト)含有建築物に関する情報の開示可否等に関する調査

■貴自治体名についてご記入ください

府県/市町村名

■貴自治体が行っている石綿(アスベスト)含有建築物の情報に関する調査状況(把握状況)についておたずねします。

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改定版)」に伴い設問を変更しております。

問2 貴自治体が発行している施設の石綿(アスベスト)含有建築物の情報について、①～④ごとの調査状況(把握状況)を教えてください。
※アスベスト台帳などの石綿使用状況の把握に活用できる情報と所管部署や、活用の方法などについては「③参考資料」を御参照ください。

問2-1 情報の把握状況について、以下の1～4より、1つを選択してください。

①「建築物石綿含有建材調査マニュアル」で示されているアスベスト台帳を整備されていますでしょうか。(府県市町村ともご回答下さい)

←←

1	整備済である
2	整備予定である
3	整備していない
4	その他

①で「4」(その他)を選択された場合、その具体的な内容を記載下さい。

②建築確認台帳を活用した調査を実施されていますでしょうか。(府県市町村ともご回答下さい)

←←

1	調査済である
2	調査予定である
3	調査していない
4	その他

②で「4」(その他)を選択された場合、その具体的な内容を記載下さい。

③固定資産課税台帳を活用した調査を実施されていますでしょうか。(市町村のみご回答下さい)

←←

1	調査済である
2	調査予定である
3	調査していない
4	その他

③で「4」(その他)を選択された場合、その具体的な内容を記載下さい。

④平成17年度以降に関係各省において使用実態の調査(「自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果」)

この調査の際に貴団体もご回答をされ、その調査結果を活用されていますでしょうか。(府県市町村ともご回答下さい)

←←

1	調査結果を活用している
2	調査結果を活用予定である(現時点では活用していない)
3	調査結果を活用していない
4	その他

④で「4」(その他)を選択された場合、その具体的な内容を記載下さい。

⑤大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査を実施されていますでしょうか。(府県、大気汚染防止法政令市のみご回答下さい)

←←

1	調査済である
2	調査予定である
3	調査していない
4	その他

消防法上の危険物及び石綿(アスベスト)含有建築物に関する情報の開示可否等に関する調査

■貴自治体名についてご記入ください

府県/市町村名

④で「4」(その他)を選択された場合、その具体的な内容を記載下さい。

問2-2 関係者(※2)への情報の開示可能性について、以下の1~5より、1つを選択してください。

※2 関係者: 関係行政機関及び処理・解体を委託する民間事業者を想定

①アスベスト台帳(府県市町村ともご回答下さい)

- 1 庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時(平常時)から開示できる
- 2 庁内関係者に対してのみ、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる
- 3 庁内関係者及び庁外関係者に対して、災害が発生していない時(平常時)から開示できる
- 4 庁内関係者及び庁外関係者に対して、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる
- 5 平常時も災害発生時も一切開示できない

①で「5」以外を選択された場合、開示できる情報の内容について、該当するものに○をつけて下さい。

<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を確実に含有している建築物を特定できる情報(例: 位置・住所情報等)
<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を確実に含有している建築物の、石綿含有建材(レベル※3)に関する情報
<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を含有している可能性のある建築物を特定できる情報(例: 位置・住所情報等)
<input type="checkbox"/>	その他

※3: 建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分を指す。
 レベル1 石綿含有吹付け材
 レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材
 レベル3 その他の石綿含有建材(成形板等)

上記で「その他」に○を付けた場合、その具体的な内容を記載下さい。

②建築確認台帳を活用した調査結果(府県市町村ともご回答下さい)

- 1 庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時(平常時)から開示できる
- 2 庁内関係者に対してのみ、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる
- 3 庁内関係者及び庁外関係者に対して、災害が発生していない時(平常時)から開示できる
- 4 庁内関係者及び庁外関係者に対して、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる
- 5 平常時も災害発生時も一切開示できない

①で「5」以外を選択された場合、開示できる情報の内容について、該当するものに○をつけて下さい。

<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を確実に含有している建築物を特定できる情報(例: 位置・住所情報等)
<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を確実に含有している建築物の、石綿含有建材(レベル※3)に関する情報
<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を含有している可能性のある建築物を特定できる情報(例: 位置・住所情報等)
<input type="checkbox"/>	その他

上記で「その他」に○を付けた場合、その具体的な内容を記載下さい。

消防法上の危険物及び石綿(アスベスト)含有建築物に関する情報の開示可否等に関する調査

■貴自治体名についてご記入ください

府県/市町村名

③固定資産課税台帳を活用した調査結果(市町村のみご回答下さい)

←←

1	庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時(平常時)から開示できる
2	庁内関係者に対してのみ、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる
3	庁内関係者及び庁外関係者に対して、災害が発生していない時(平常時)から開示できる
4	庁内関係者及び庁外関係者に対して、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる
5	平常時も災害発生時も一切開示できない

①で「5」以外を選択された場合、開示できる情報の内容について、該当するものに○をつけて下さい。

<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を確実に含有している建築物を特定できる情報(例:位置・住所情報等)
<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を確実に含有している建築物の、石綿含有建材(レベル※3)に関する情報
<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を含有している可能性のある建築物を特定できる情報(例:位置・住所情報等)
<input type="checkbox"/>	その他

上記で「その他」に○を付けた場合、その具体的な内容を記載下さい。

④自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果を活用した調査結果(府県市町村ともご回答下さい)

←←

1	庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時(平常時)から開示できる
2	庁内関係者に対してのみ、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる
3	庁内関係者及び庁外関係者に対して、災害が発生していない時(平常時)から開示できる
4	庁内関係者及び庁外関係者に対して、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる
5	平常時も災害発生時も一切開示できない

①で「5」以外を選択された場合、開示できる情報の内容について、該当するものに○をつけて下さい。

<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を確実に含有している建築物を特定できる情報(例:位置・住所情報等)
<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を確実に含有している建築物の、石綿含有建材(レベル※3)に関する情報
<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を含有している可能性のある建築物を特定できる情報(例:位置・住所情報等)
<input type="checkbox"/>	その他

上記で「その他」に○を付けた場合、その具体的な内容を記載下さい。

⑤大気汚染防止法の届出履歴を活用した調査結果(府県、大気汚染防止法政令市のみご回答下さい)

←←

1	庁内関係者に対してのみ、災害が発生していない時(平常時)から開示できる
2	庁内関係者に対してのみ、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる
3	庁内関係者及び庁外関係者に対して、災害が発生していない時(平常時)から開示できる
4	庁内関係者及び庁外関係者に対して、平常時には開示できないが、災害発生時には開示できる
5	平常時も災害発生時も一切開示できない

①で「5」以外を選択された場合、開示できる情報の内容について、該当するものに○をつけて下さい。

<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を確実に含有している建築物を特定できる情報(例:位置・住所情報等)
<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を確実に含有している建築物の、石綿含有建材(レベル※3)に関する情報
<input type="checkbox"/>	石綿(アスベスト)を含有している可能性のある建築物を特定できる情報(例:位置・住所情報等)
<input type="checkbox"/>	その他

上記で「その他」に○を付けた場合、その具体的な内容を記載下さい。

消防法上の危険物及び石綿(アスベスト)含有建築物に関する情報の開示可否等に関する調査

■貴自治体名についてご記入ください

府県/市町村名

問2-3 上記の調査結果を活用し、アスベスト所在場所が確認できるマップを作成されていますか。以下の1~3より、1つを選択してください。

←←

- 1 作成している
- 2 一部作成している
- 3 作成していない

調査は以上です。ご協力有難うございました。

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）（環境省水・大気環境局課 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル検討会平成 29年9月）」 一第 2 章 平常時における準備より抜粋

2. 平常時における石綿使用建築物等の把握

災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するためには、平常時から建築物等における石綿使用状況を把握しておくことが必要となる。

建築物等における石綿使用状況の把握に活用できる情報としては、以下が考えられる。

①アスベスト台帳

国土交通省は、地方公共団体が民間建築物における吹付け石綿の使用実態を把握する際の参考として、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（平成 26 年 11 月）を作成している。当該マニュアルでは、調査により把握した情報をアスベスト台帳として整備し、データベース化して管理する必要があることを示しており、アスベスト台帳を整備することにより、災害時における適切な飛散・ばく露防止措置に活用できるとしている。

同台帳は、基本的に吹付け石綿のみを対象としており、保温材等の情報は含まれていない。また、整備途中の場合や、対象建築物の範囲を限定している場合もあるため、他の情報と併せて活用することが望ましい。

②建築確認台帳・固定資産課税台帳

建築基準法第 12 条第 7 項に基づいて特定行政庁が作成することとされている建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳（建築確認台帳）や、市町村における徴税業務に使用されている固定資産課税台帳には、石綿の情報そのものは記載されていないものの、建築物の建築時期や構造の情報が含まれることから、当該の情報から石綿が使用されている可能性の高い建築物を推定することができる。ただし、改修等の情報は含まれていない可能性があるため注意が必要である。

なお、固定資産課税台帳の活用は個人情報の目的外利用となることから、税務所管部署、個人情報保護所管部署との十分な協議・調整が必要である。

③自治体所有施設等における石綿含有建材の使用実態調査結果

吹付け材については、平成 17 年度以降、関係各省において学校施設、病院、社会福祉施設等及び地方公共団体所有施設等での使用実態の調査が行われている。

また、保温材等の一部については、平成 26 年度以降、学校施設、病院、社会福祉施設等での使用実態の調査が行われている。

④大気汚染防止法の届出履歴

封じ込め・囲い込みの届出履歴から、石綿飛散の可能性のある建築物を特定できる。

自治体（大気汚染防止法所管部署）は、平常時からこれらの情報の所管部署（表 2.1 参照）と連携して、建築物等における石綿使用状況の情報（又は石綿を使用している可能性のある建築物等の情報）を共有・整理し、又は災害時において速やかに情報共有を行えるような体制を構築しておくことが望ましい。

なお、アスベスト台帳や建築確認台帳の情報を活用し、マップ化を導入している自治体の例もあるので参考とされたい。

参考として、石綿使用の可能性のある建築物の推定に活用できる情報を示した（※2-1）。

表 2.1 石綿使用状況の把握に活用できる情報と所管部署

情報の種類	所管部署
アスベスト台帳 建築確認台帳	都道府県または市区町村（建築基準法所管部署）
固定資産課税台帳	市町村税務所管部署
自治体所有施設等における 石綿含有建材の使用実態調査結果	自治体 〔学校教育担当部署 病院担当部署 社会福祉担当部署 公有財産管理部署〕
大気汚染防止法の届出履歴	都道府県・大気汚染防止法政令市 （大気汚染防止法担当部署）

し尿処理関連施設等の調査 ご協力のお願い

府県・市町村のご担当者様

環境省 近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

環境省では、災害時に大量に発生すると予想される廃棄物の処理に関して検討を進めており、近畿ブロックにおいても、「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において広域的な連携の在り方などを含め、関係各位と検討を進めているところです。

本調査は、その一貫として、昨年度と同様、各自治体における、大規模災害の発生に備えたし尿処理関連施設等(簡易(移動)トイレ、マンホールトイレ、バキューム車を含む)の配備・設置状況について把握することを目的に実施するものです。

大規模災害発生時においては、し尿処理関連施設等(簡易(移動)トイレ、マンホールトイレ、バキューム車を含む)の配備・設置状況について、その所在情報等を管理している関係部局からの情報提供をうけて、対応にあたる必要があります。本調査を実施することで、大規模災害発生時においても関係部局間の円滑な情報共有が進むことを意図しております。

なお、本調査のデータの集計につきましては、近畿ブロック協議会業務の運営を請け負っている「応用地質株式会社」が行いますので、あらかじめご承知おき願います。

本調査の実施が遅くなり、年末のお忙しい時期になりましたこととお詫び申し上げます。ご理解並びにご協力賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

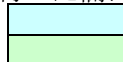
敬具

■調査結果の扱い

・本調査の回答はすべて統計的に分析を行います。調査結果の公表の際には、全体分析、府県別分析までとし、自治体別の調査結果は公表しません。

■ご回答いただくにあたっての注意点

・ご回答は、色の付いた欄にお願いします。



色の欄: 該当する場合に、プルダウンから選択下さい。

色の欄: 記述欄です。ご回答文章等を直接ご記入下さい。

・2018年●月●日現在の状況をお答え下さい。

・回答内容については、貴団体の下水道部局や危機管理・防災等の関係部局にもご確認いただきますよう、お願いします。

・調査票は、2018年●月●日(●)までに電子メールにて直接下記アドレスまでご返送下さい。

【調査目的に係る問合せ先】

環境省近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 担当:若林(わかばやし)
電話:06-4792-0702

【返送先・回答方法に係る問合せ先】

応用地質株式会社 関西支社 技術部
担当:岡崎(おかざき)、田淵(たぶち)

メールアドレス: okazaki-mayuko@oyonet.oyo.co.jp
(お問合せの際)電話:06-6101-0135

し尿処理関連施設等の調査

■貴自治体名についてご記入ください

府県/市町村名

■主に調査の回答にご協力いただいたご担当者の所属についてご記入ください

(↓本調査に関する照会先に○をつけてください。)

所属	名前	電話番号	E-mailアドレス

問0 貴団体におけるし尿処理施設等の状況についての変更

- ・あてはまるものを1つだけ選んで該当する回答欄に「1」(半角)を入力してください。
- ・昨年度の回答がご不明の場合は、事務局の応用地質株式会社までお問い合わせください。

- | | | |
|--|----------|--------------------|
| | 1. 変更がある | →1. の場合は問1にお進みください |
| | 2. 変更はない | →2. の場合は調査終了です |

問1

1-1 貴団体における簡易(移動)トイレ(※1)の備蓄状況(場所、種類、数)

昨年度と同じ設問で変更しておりません。

災害対策として、危機管理・防災の担当部局も把握している可能性が高いです。関係部局へ確認のうえ、回答下さい。

※1 トイレの種類を選択するに当たっては、右図を参照してください。

※2 回答欄の行が足りない場合は適宜追加してください。

回答欄

No.	備蓄場所 (施設名称等)	トイレの 種類	備蓄数 (個)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

選択肢	写真(イメージ)	説明
1. 携帯トイレ		<ul style="list-style-type: none"> ・袋の中に水分を吸収するシートがセットになっているもの、シートの代わりに凝固剤を添加するタイプもある。 ・オプションとして消臭剤がセットのもの、臭気漏れを防ぐための外袋があるものもある。
2. 簡易トイレ		<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレ内等、室内に設置できるトイレ。 ・オマル式で洋式タイプが多い、溜まった大小便を始末する必要がある。(水・電気不要) ・機械的に大小便を袋の中にパッキングするタイプ。座イス型のもので、臭気をシャットアウトできることが特徴。(電気のみ必要)
3. 組立トイレ		<ul style="list-style-type: none"> ・その場で組み立てることが必要なトイレ。 ・大小便を便槽に貯留するタイプ。汲み取りが必要。(水も電気も不要) ・マンホールへ直結し、大小便をマンホール内に落とすタイプ(水も電気も不要)便槽に貯留するものは、汲み取りの際に水が必要。
4. 災害用トイレ		<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや工事の仮設トイレとして利用されることが多いもの。・トイレレターバーや消臭剤、室内照明等も併せて手配要。 ・避難所への設置数、貯留容量を把握し、くみ取り計画を同時に検討することが必要。

(資料) 兵庫県「避難所等におけるトイレ対策の手引き」(平成26年4月)

1-2 貴団体において、災害時に他者へ提供を依頼する簡易(移動)トイレについて(依頼先、種類、見込数(※2)、依頼根拠)

※1 トイレの種類を選択するに当たっては、右上図を参照してください。

※2 見込数については、分かる範囲でご回答ください。分からない場合は「不明」と回答ください。

回答欄

No.	依頼先 (団体名、企業名等)	トイレの 種類	見込数 (個)	依頼する根拠
1				
2				
3				
4				
5				

1-3 貴団体におけるマンホールトイレ(下部構造)の設置状況(設置場所、設置箇所数)

設置場所によって、把握している部局が異なる可能性もあります。関係部局へ確認のうえ、回答下さい。

- ・公園⇒公園や都市計画の担当
- ・庁舎敷地内⇒管財の担当
- ・全般⇒下水道の担当または防災・危機管理の担当

昨年度と同じ設問で変更しておりません。

※ 回答欄の行が足りない場合は適宜追加してください。

回答欄

	設置場所 (施設名称等)	下部構造 の種類	設置 箇所数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

マンホールトイレは、上部構造物であるテントや組立トイレと鉄蓋、そして下水道管につながる下部構造に分かれますが、
1-1で上部構造体の備蓄状況
1-3で下部構造の設置(整備)状況を把握するものとしています。

なお、下部構造には「本管直結型」「流下型」「貯留型」があります。詳しくは「(参考)マンホールトイレ下部構造」のシートを参照下さい。

問2

2-1 貴団体におけるし尿運搬用バキューム車の配備状況(配備場所、台数)

※ 回答欄の行が足りない場合は適宜追加してください。

昨年度と同じ設問で変更しておりません。

回答欄

	配備場所 (施設名等)	配備数 (台)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

2-2 貴団体において、災害時に他者へ提供を依頼するし尿運搬用バキューム車について(依頼先、見込数(※2)、依頼根拠)

※ 見込数については、分かる範囲でご回答ください。分からない場合は「不明」と回答ください。

回答欄

	依頼先 (団体名、企業名等)	見込数 (台)	依頼する根拠
1			
2			
3			
4			
5			

問3 貴団体におけるし尿処理施設の状況(施設名、住所、収取対象人口)

※ 回答欄の行が足りない場合は適宜追加してください。

昨年度と同じ設問で変更しておりません。

回答欄

	施設名	住所	収取対象人口 (人)	対象市町村
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

主なマンホールトイレの下部構造(参考)

形式	概要	概念図	設置場所
本管直結型	<p>[特徴]</p> <p>①下水道のマンホールに上部構造物(便器及び仕切り施設等)を設置する。</p> <p>②下水道管路からマンホールトイレ用のバイパス管を敷地内に引き込み、上流から流れてくる下水を利用してし尿を流す。</p> <p>[メリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ用水を確保する必要が無い ・ 既に敷設されているマンホールを有効活用できる 	<p>① (断面)</p>	歩道等
		<p>② (平面)</p>	学校の校庭や公園等
流下型	<p>[特徴]</p> <p>下水道管路に接続する排水管に上部構造物を設置する。</p> <p>[メリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯留型に比べて排水管の管径を小さくできる 	<p>(断面)</p>	
貯留型	<p>[特徴]</p> <p>下水道管路に接続する排水管に上部構造物を設置するもので、マンホールまたは汚水ます内に貯留弁等を設け、排水管を貯留槽とした構造や、排水管の下流側に貯留槽を別途設けた構造がある。</p> <p>[メリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放流先の下水道管路の状態にかかわらず一定期間は使用することができる 	<p>(断面)</p>	

(資料)国土交通省水管理・国土保全局下水道部「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」